

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

	契約番号	件名	契約相手方	契約金額	契約日	WTO	随意契約理由
1	130522	柴島浄水場 第4凝集沈殿池混和池制水扉修繕工事	株式会社クボタ	5,250,000	2013年4月18日		緊急の必要により競争入札に付することができない場合 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場 第4凝集沈澱池混和池制水扉修繕工事

2 契約の相手方

株式会社クボタ

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場第4凝集沈澱池の混和池に設置している制水扉2基が操作不能であるため、機器の製作及び交換作業、機器調整を行い、正常に操作できるように補修するものである。

第4凝集沈澱池は、現在、流入弁（1～3号池）の補修工事に伴い、当該制水扉2基を閉弁し半量運転となっていることから、非常に不安定な水処理を行っている状況であり、流入弁の補修工事が3月末に完了したことから、安定した浄水処理を行うためには当該制水扉2基を開弁しすみやかに全量通水する必要がある。

4月下旬の通水に先立ち当該制水扉の開閉操作を行ったところ、1基は弁軸が曲がっており、全開できない状況であり、また、もう1基においても制水扉の弁軸を支えるブラケットが破断していることから、操作不能であることが確認できた。

また、梅雨時期になると頻繁に雨が降ることによって、原水濁度の上昇が懸念されることから、速やかに当該制水扉を修繕（開弁）した後に全量運転し安定した浄水処理を行う必要がある。

当該制水扉は上記の理由により早急に修繕する必要があること及び、当該制水扉は株式会社クボタが製造したものであり、修繕工事には当該設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術による機器の製作が必要であり、上記業者以外では適切に製作できない。また、当該機器の取替作業についても同様の専門の知識と技術を必要とする。

また、既設部分と当該工事で施工する部分は、一体となって機能を発揮する関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあり、機器保障が受けられなくなる。

以上の理由により、本工事を実施できるのは上記業者のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2353）